家族ふれあいの日

優　待　券で、**料金割引・景品プレゼント等のサービス**がうけられます！

レジャー施設で優待

飲食店で優待

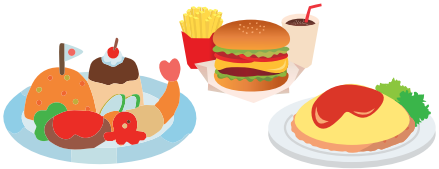

文化施設で優待

子供たちは、いろいろな人とのふれあいや、様々な体験をする中で成長していきます。
お子様とふれあう機会に優待券を利用してお過ごしください。
たくさんのお店や施設などが、各種サービスの提供に協力しています。

優待券利用のご案内

- 都民で18歳未満のお子様同伴のご家族が、協力店・施設等で優待券を提示すると、利用料金の割引や景品の提供を受けることができます。
- ホームページに、対象施設の一覧を掲載しています。携帯提示に〇がついているお店・施設等は、スマートフォン等の画面での優待券表示でサービスをご利用いただけます。×がついている場合はホームページからプリントアウトした優待券をご持参ください。
- お店・施設等によっては、住所や年齢確認のため、身分証明書等の提示をお願いする場合がございます。

対象施設

ファミリーレストラン・飲食店、レジャー施設、
クアハウス、文化施設、スポーツ施設、カラオケ等
で使用できます。

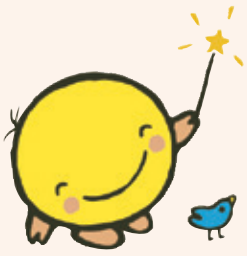

© shinichi emura. reiko nosaka. php institute, inc

▼詳細はホームページで確認！！

https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/tomin_anzen/jakunenshien/chiiki-ikusei/ikusei-jigyou/fureai

東京都　家族ふれあいの日　検索

問合せ先

東京都 都民安全総合対策本部 総合推進部 若年支援事業課
☎ 03-5388-3098（直通）

令和7年度版

家族ふれあいの日
優　待　券

～サービスを利用してお子様と一緒にお過ごしください～

〇優待券をご利用の際は
【ご利用上の注意】を
必ずお読みください。

【ご利用上の注意】

☆協力しているお店・施設によって、サービス内容や利用可能日（営業日・曜日等）が異なります。
☆都民で、18 歳未満のお子様同伴の、ご家族の方に限ります。
※利用時に、証明書等の提示をお願いする場合があります。
☆サービスをご利用の際は、この優待券を画面に提示、またはプリントアウトしたものを提出してください。

2026年３月 31日まで有効　東京都

≪切り取ってご利用いただけます≫

※この事業は、平成 18 年６月 20 日に内閣府の少子化社会対策会議が決定した「新しい少子化対策について」に基づき、国が毎年度実施している「家族の日」「家族の週間」に賛同した取組の１つとして、東京都が実施しています。